

日本の自然エネルギー利用目標を大幅に拡大すべき

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表 飯田哲也

国内外で地球温暖化問題への懸念がますます高まりつつある中、日本の温室効果ガスは 1990 年度比 8.1%増（05 年度速報値）といっこうに削減に向かわず、京都議定書目標達成計画の大幅な見直しは避けられない状況となっています。また、原油価格が歴史的な高値を維持し続ける背景には、世界全体の石油生産が近い将来にピークを迎えるのではないかと懸念も高まりつつあります。これらの背景から、世界中で急成長する自然エネルギーへの期待は、国内においても高まる一方です。

こうした情勢下で、経済産業省は、10 月 26 日に再開される総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（「新エネ RPS 法」）の次期の新エネルギー等電気利用目標を定めるための議論を開始します。私たち「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、経済産業省および総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会に対して、以下のことを求めます。

■ 経済産業省および総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会への提言

1. 長期的に高い目標値を定めること（2020 年で 20%の目標値）

新エネ RPS 法に従えば、今回の新エネ部会では、2014 年の目標値を設定することになります。しかし、この目標値の設定に当たっては、重大な 2 つの問題があります。第 1 に、現在の目標値である「2010 年 1.35%」は目標値が小さすぎることで、そして第 2 に、目標期間が短すぎるという問題です。これらの問題のために、国内の自然エネルギー市場は、海外に比べて滞っていると判断せざるをえません。したがって、今回の目標値の見直しにあたっては、2014 年ではなく最短でも 2020 年を目標年として、2020 年で 10%程度（水力・地熱を含めて 20%程度）、2014 年で 5%程度の高い目標値を定めることを提言します。

2. 自然エネルギーに対する経済支援のあり方を再考すること

今回の新エネルギー部会への諮問は目標値に関することとなっていますが、これに留まることなく、自然エネルギーに対する経済支援のあり方、具体的には固定枠（RPS）に基づく支援策ではなく、固定価格もしくは固定額支援への見直しに踏み込むことを提言します。なお、新エネ RPS 法が手本とした英国再生可能エネルギー義務(RO)においても、制度のパフォーマンスの悪さから、ドイツ型の固定価格制への見直しが提案されているところです。

3. 費用負担のあり方を再考すること

新エネ RPS 法のもとでの目標値が著しく小さい水準に留まっているのは、それが義務として電力供給会社だけに負担を求める構造になっているために、事業者からの反発が大きいことが重大な原因と考えられます。自然エネルギーの飛躍的な拡大は、幅広い国民負担のもとで達成する必要があり、現状の費用負担のあり方を抜本的に見直すことを提言します。

4. 太陽光発電を筆頭に、適切な制度見直しも行うこと

以上に加えて、累積においてもドイツに追い越された太陽光発電に対する普及支援策をはじめ、以下に挙げる適切な制度見直しも行うことを提言します。

- ・ 太陽光発電に対しては電力会社の余剰電力購入メニューに代わる高価格買取の制度措置
- ・ 小水力発電に対する設備基準の見直し（上限規模を 1,000kW から 1 万 kW に見直し）
- ・ 地熱発電は、バイナリーに限らず、既存のものも含むすべてを対象電源とすること
- ・ 風力発電に対する電力会社の系統制約を見直し、会社間連系を最大限活用すること

以上

本件に関するお問合せ先：「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）

担当：飯田哲也、大林ミカ、畑直之

〒164-0001 東京都中野区中野 4-7-3、TEL：03-5318-3332、E-MAIL：gen@re-policy.jp、URL：http://www.re-policy.jp/